

紀伊半島大水害(台風12号による災害)に係る県税の減免

区分	要件	減免の額	備考											
法人県民税※	均等割 災害により法人の資産に資本金等の額(平成23年9月2日の属する事業年度終了の日の現況による。)の1/2以上の額の損失を受け、かつ当該事業年度において、法人税割額の納付を要しないとき	均等割額(全額)	平成23年9月2日の属する事業年度を対象											
自動車取得税※	① 被災自動車に代わるものと認められる自動車(代替自動車)を災害がやんだ日から6ヶ月を経過する日までに取得した場合	減免額 = 被災自動車の被災直前の通常取引価額(50万円未満のときは50万円) × 税率 (代替自動車の税額を限度)	①と②の重複適用は不可 (納付済みの場合は還付)											
	② 災害により滅失し、又は損壊した被災自動車を災害の日前1ヶ月以内に取得していた場合	全額												
自動車税※	災害により損害を受けた自動車について、20万円以上の費用を要する修繕を行った場合 (当該損害に対し保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)	減免額 = 自動車税額 × 1/2 (修繕後に抹消、移転登録により自動車税額が減額された場合は、減額後の税額の1/2)	平成23年度分の自動車税を対象(還付) (23年4月2日以後に被災自動車を取得し自動車税が課されていない場合は、24年度分)											
個人県民税	均等割・所得割 地方税法上、賦課徴収に係る事務は市町村に委任されており、住所地の市町村において個人市町村民税が減免された場合には、その減免された割合と同じ割合により市町村が個人県民税の税額を減免													
個人事業税	事業用資産 災害により事業用資産について生じた損失の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、当該資産の被災直前の価額の1/3以上である場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">損害の程度</td> <td style="width: 50%;">全部を滅失</td> <td style="width: 40%;">全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1/2以上を滅失</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1/3以上を滅失</td> <td>5/10</td> </tr> </table>	損害の程度	全部を滅失	全額		1/2以上を滅失	7/10		1/3以上を滅失	5/10	平成23年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が到来するものを対象		
損害の程度	全部を滅失	全額												
	1/2以上を滅失	7/10												
	1/3以上を滅失	5/10												
不動産取得税	土地・家屋 自己の所有する不動産が、災害により滅失又は損壊した場合において、災害のあった日から3年以内にその代替不動産を取得したとき	減免額 = 被災不動産の被災直前の固定資産課税台帳の登録価格 × 税率												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 40%;">7/10以上の被害</td> <td style="width: 50%;">全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5/10以上 "</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/10以上 "</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2/10以上 "</td> <td>4/10</td> </tr> </table>	土地	7/10以上の被害	全額		5/10以上 "	8/10		3/10以上 "	6/10		2/10以上 "	4/10
	土地	7/10以上の被害	全額											
		5/10以上 "	8/10											
		3/10以上 "	6/10											
	2/10以上 "	4/10												
建物 取得した不動産を災害により滅失又は損壊した場合で、その不動産に係る不動産取得税の納期限が被災日後に到来するとき	全壊等原形なし、又は復旧不能	全額	災害により価値を減じた被害金額に応じて減免											
	6/10以上の被害	8/10												
	4/10以上 "	6/10												
	2/10以上 "	4/10												

(注) ※印の税目は、今回の台風12号による災害に対応して新たに減免措置が設けられた税目